

四半期報告書

(第5期第1四半期)

セガサミーホールディングス株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	32

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【四半期会計期間】 第5期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 セガサミーホールディングス株式会社

【英訳名】 SEGA SAMMY HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 里見治

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル

【電話番号】 03(6215)9955(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務担当部長 清水俊一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル

【電話番号】 03(6215)9955(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務担当部長 清水俊一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第5期 第1四半期連結累計(会計)期間	第4期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	74,601	458,977
経常損失 (百万円)	9,876	8,224
四半期(当期)純損失 (百万円)	10,533	52,470
純資産額 (百万円)	271,144	281,627
総資産額 (百万円)	434,849	469,642
1株当たり純資産額 (円)	989.32	1,030.09
1株当たり四半期 (当期)純損失 (円)	41.81	208.26
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	57.3	55.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,405	△25,878
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,639	△10,399
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,041	△7,579
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	102,669	99,975
従業員数 (名)	7,296	7,665

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期) 純利益については、1株当たり四半期 (当期) 純損失であり、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	7,296 (9,256)
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
3 当社子会社㈱セガにおけるアミューズメント機器事業、アミューズメント施設事業、コンシューマ事業において、希望退職募集により374名減少しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	100 (12)
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
遊技機事業	10,172
アミューズメント機器事業	13,484
アミューズメント施設事業	448
コンシューマ事業	14,509
その他事業	—
合計	38,614

(注) 1 金額は、販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当グループでは遊技機事業につきましては、生産に要する時間が短時間であるため、基本的に受注動向を見ながら生産を行っておりますが、製品のライフサイクルが短い理由で販売期間が非常に短く、発売の初期段階に出荷が集中することから、販売政策上、初期受注に対しては見込み生産を行っており、かつ、その数量は通常販売数量の大半を占めております。また、アミューズメント機器事業については、生産に要する期間が比較的長期に亘るため、見込み生産を行っております。なお、コンシューマ事業のゲームソフトにおいて極めて少量の受注生産はあるものの、受注状況の記載は営業の状況に関する実態を表さないため、省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
遊技機事業	12,083
アミューズメント機器事業	13,759
アミューズメント施設事業	17,422
コンシューマ事業	30,500
その他事業	836
合計	74,601

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績

当第1四半期におけるわが国経済は、米国の金融不安を契機とした世界経済の減速懸念のもと、原油や穀物価格の高騰による原材料費、食品価格などの上昇により、依然として企業収益、個人消費ともに改善する傾向は見られず、先行きの不透明さを増しています。

このような状況の中、遊技機業界におきましては「風適法施行規則等の改正」を受けて、パチスロ遊技機が新基準機に完全移行した影響を受けて、パチンコホール数、参加人口の減少傾向が続いており、遊技機メーカーは斬新な新基準機の積極的な開発・供給などにより、パチンコホールは低貸玉料営業の導入などにより、引き続きユーザー層の拡大に取り組んでおります。

アミューズメント機器業界におきましては、大型のメダルゲーム機やカードシステムを採用した大型のビデオゲーム機が引き続きユーザーから高い支持を受けております。

アミューズメント施設業界におきましては、個人消費の低迷などを受けて、厳しい環境が続いており、今後はファミリーをはじめライトユーザー層など様々な顧客ニーズに応じた、市場を牽引する新たなゲーム機の登場が待たれます。

家庭用ゲームソフト業界におきましては、新たなプラットフォームの普及が進み、ゲームソフトの需要拡大が続いているります。

このような経営環境のもと、当グループはパチスロ遊技機事業において、前期に発売したタイトルの高稼働を受け、引き続き受注・出荷が続いたものの、新基準機への入替需要が拡大した前年同期との比較では販売台数が減少し、パチンコ遊技機事業においては、前期下期より連結対象となったタイヨーエレック株式会社の業績が寄与しました。アミューズメント機器事業においては、人気トレーディングカードゲームの最新作などの販売が堅調に推移した一方、アミューズメント施設事業においては、既存店舗の収益が前年同期実績を下回る水準で推移いたしました。コンシューマ事業においては、ゲームソフト販売が堅調に推移し、国内・海外ともに販売本数は前年同期実績を上回りました。

以上の結果、当第1四半期における連結業績は、売上高746億1百万円、経常損失98億76百万円、四半期純損失は105億33百万円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は下記のとおりです。

《遊技機事業》

遊技機事業におきましては、パチスロ遊技機分野では前期より販売しているサミープラント『パチスロ北斗の拳2 ネクストゾーン』を当第1四半期で6千台（前期からの累計26千台）販売したほか、同じくサミープラント『パチスロ格闘美神ウーロン』やタイヨーエレックブランド『パチスロ 热血硬派くにおくん』を販売するなど、パチスロ遊技機全体で15千台を販売いたしました。パチンコ遊技機分野ではタイヨーエレックブランド『CRサムライチャンプルー』を15千台販売するなどいたしましたが、当第1四半期にて発売を計画していた一部機種の販売を延期したことなどにより、パチンコ遊技機全体で19千台の販売となりました。遊技機事業の売上高は122億88百万円、営業損失は43億50百万円となりました。

《アミューズメント機器事業》

アミューズメント機器事業におきましては、人気シリーズの最新作であるトレーディングカードゲーム『WORLD CLUB Champion Football Intercontinental Clubs 2006-2007』などの販売が概ね堅調に推移しております。アミューズメント機器事業の売上高は145億20百万円、営業利益は7億3百万円となりました。

《アミューズメント施設事業》

アミューズメント施設事業におきましては、ガソリン価格高騰などを受け、郊外店舗を中心に既存店舗の売上高が前年同期実績を下回る水準で推移いたしましたが、月毎に回復の傾向が見られます。なお、国内においては前期に引き続き収益性及び将来性の低い店舗を中心に7店舗の閉店を行う一方、新規出店を1店舗行った結果、当第1四半期末の店舗数は357店舗となっております。アミューズメント施設事業の売上高は174億24百万円、営業損失は15億77百万円となりました。

《コンシューマ事業》

コンシューマ事業におきましては、ゲームソフト販売分野において、海外では『Mario & Sonic at the Olympic Games』などの前期販売タイトルのリピートや、人気映画のライセンスタイトル『Iron Man』、『The Incredible Hulk』などの販売が好調に推移し、国内では『戦場のヴァルキュリア』などの販売が堅調に推移したものの、国内外ともに主力タイトルの販売が下期中心となることから、コンシューマ事業の売上高は305億34百万円、営業損失は41億15百万円となりました。また、地域別の販売本数は、米国316万本、欧州289万本、日本・その他83万本、合計689万本となりました。

所在地別の状況で見ますと、日本においては遊技機事業、アミューズメント機器事業、アミューズメント施設事業を中心に売上高602億45百万円となったものの、遊技機事業における主力製品の販売延期、アミューズメント施設事業における既存店売上高の対前年同期比減少により、営業損失108億89百万円となりました。海外においては主にコンシューマ事業における家庭用ゲームソフト販売を中心に、北米においては売上高112億12百万円、営業損失32百万円、欧州においては売上高88億56百万円、営業利益3億48百万円となりました。オーストラリア、中国を中心としたその他地域では、売上高17億22百万円、営業利益5億5百万円となりました。

(2) 財政状態

総資産は、売上債権等の減少により、前連結会計年度末と比較して347億92百万円減少し、4,348億49百万円となりました。純資産は、四半期純損失を計上したこと等により、前連結会計年度末と比較して104億83百万円減少し、2,711億44百万円となりました。なお、自己資本比率は前連結会計年度末と比較して2.0ポイント上昇の57.3%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ26億94百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末における残高は1,026億69百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失を104億32百万円計上し、仕入債務の減少により165億27百万円減少したほか、法人税等の支払額・還付額で18億4百万円減少した一方、売上債権の減少により327億33百万円増加し、24億5百万円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得により39億76百万円減少した一方、投資有価証券の償還が14億84百万円あったほか、敷金の返還により10億52百万円増加し、16億39百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金が54億5百万円増加した一方、長期借入金の返済が3億46百万円、配当金の支払が36億65百万円あったことなどにより、10億41百万円の増加となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は166億48百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	283,229,476	283,229,476	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	283,229,476	283,229,476	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議（平成17年6月24日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	10,894
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 2	2,178,800
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	3,470
新株予約権の行使期間	平成19年7月31日～平成21年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 3,470 資本組入額 1,735
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員、顧問並びに従業員の何れかの地位を有していることを要す。ただし、新株予約権者が、法令もしくは任期満了・定年による退任・退職、グループ会社間での転籍、または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合には、当該死亡時に行使されていなかった新株予約権の限度で当該新株予約権者の法定相続人がこれを承継し行使できる。 新株予約権者の法定相続人以外の者に対する新株予約権の譲渡または、担保権の設定をすることはできない。 その他の条件については、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を得るものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

2 提出日現在における「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」並びに「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」については、平成17年11月18日付の株式分割（1株につき2株の割合）に伴う調整を行っております。

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

株主総会決議（平成18年6月20日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,235
新株予約権の行使期間	平成20年8月15日～平成22年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,745 資本組入額 2,373
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を得るものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

①対象者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、地位の喪失が法令または当社もしくは当社子会社の定款、会社規程による場合、または次の②ないし③に規定する場合はこの限りではない。

②対象者たる当社の取締役、執行役員もしくは従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ、ないしハ、に該当する場合には、当該対象者は、上記①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。

- イ、その地位の喪失が任期満了または法令変更に伴う事由による退任に基づく場合
- ロ、その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社子会社へ転籍した場合
- ハ、その地位の喪失後、ただちに当社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合

③対象者たる当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ、ないしハ、に該当する場合には、当該対象者は、上記①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。

- イ、その地位の喪失が任期満了または法令変更に伴う事由による退任に基づく場合
- ロ、その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社または当社子会社へ転籍した場合
- ハ、その地位の喪失後、ただちに当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合

④新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

⑤その他、新株予約権の行使の条件は、対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ハ. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- 二. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権割当契約書に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ. 新株予約権の行使の条件
(注) 2に準じて決定する。
- ト. 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
- チ. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
新株予約権割当契約書に準じて決定する。

株主総会決議（平成18年6月20日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	23,271
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,327,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,235
新株予約権の行使期間	平成20年8月15日～平成22年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,744 資本組入額 2,372
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を得るものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

①対象者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、地位の喪失が法令または当社もしくは当社子会社の定款、会社規程による場合、または次の②ないし③に規定する場合はこの限りではない。

②対象者たる当社の執行役員及び従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ、ないしハ、に該当する場合には、当該対象者は、上記①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。

- イ、その地位の喪失が任期満了または法令変更に伴う事由による退任に基づく場合
- ロ、その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社子会社へ転籍した場合
- ハ、その地位の喪失後、ただちに当社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合

③対象者たる当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ、ないしハ、に該当する場合には、当該対象者は、上記①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。

- イ、その地位の喪失が任期満了または法令変更に伴う事由による退任に基づく場合
- ロ、その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社または当社子会社へ転籍した場合
- ハ、その地位の喪失後、ただちに当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合

④新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

⑤その他、新株予約権の行使の条件は、対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ハ. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- 二. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権割当契約書に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ. 新株予約権の行使の条件
(注) 2に準じて決定する。
- ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
- チ. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
新株予約権割当契約書に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	—	283,229	—	29,953	—	29,945

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 1 当第1四半期会計期間において、マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びその共同保有者である以下の法人から、平成20年5月14日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり（報告義務発生日 平成20年5月7日）、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント・リミテッド	カナダ、V6E 3R5、ブリティッシュ・コロンビア州、バンクーバー、ウエスト・ジョージア・ストリート2150-1055	33,333	11.77
マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション	カナダ、M5S 3B5、オンタリオ州、トロント、ブルア・ストリート・ウエスト150、スウィート810	518	0.18
計	—	33,852	11.95

2 当第1四半期会計期間において、モルガン・スタンレー証券株式会社及びその共同保有者である以下の法人から、平成20年7月7日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり（報告義務発生日 平成20年6月30日）、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	渋谷区恵比寿4-20-3	309	0.11
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY 10036	3,152	1.11
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ペールシー	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	840	0.30
エムエスディーダブリュ・エクイティ・ファイナンス・サービスズI (ケンマン)・リミテッド	c/o M&C Corporate Services Limited P.O. Box 309GT Ugland House, South Church Street George Town, Grand Cayman	0	0.00
エムエス・エクイティ・ファイナンシング・サービスズ(ルクス)エス・アー・エール・エル	8-10 rue Mathias Hardt, L-1717 Luxembourg	0	0.00
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	2,829	1.00
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リンク	522 Avenue of the Americas, New York, NY 10036, USA	4,352	1.54
計	—	11,484	4.05

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 31,292,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 249,628,400	2,496,284	—
単元未満株式	普通株式 2,309,076	—	—
発行済株式総数	283,229,476	—	—
総株主の議決権	—	2,496,284	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が25,300株(議決権253個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) セガサミーホールディングス株式会社	港区東新橋1-9-2	31,292,000	—	31,292,000	11.05
計	—	31,292,000	—	31,292,000	11.05

(注) 株主名簿上は、株式会社セガ名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が168株(議決権1個)あります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	1,359	1,285	1,105
最低(円)	1,067	1,015	925

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	103,699	101,539
受取手形及び売掛金	40,637	72,541
有価証券	3,497	2,495
商品及び製品	13,335	13,727
仕掛品	4,683	3,181
原材料及び貯蔵品	32,587	34,526
その他	43,554	47,597
貸倒引当金	△571	△571
流动資産合計	241,423	275,038
固定資産		
有形固定資産		
土地	48,786	48,810
その他（純額）	※1 55,547	※1 55,218
有形固定資産合計	104,334	104,029
無形固定資産		
のれん	13,548	13,524
その他	6,744	6,692
無形固定資産合計	20,292	20,217
投資その他の資産		
投資有価証券	35,356	35,608
その他	40,899	42,180
貸倒引当金	△7,457	△7,430
投資その他の資産合計	68,798	70,358
固定資産合計	193,425	194,604
資産合計	434,849	469,642

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成20年6月30日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,769	49,496
短期借入金	32,767	27,455
未払法人税等	1,243	3,180
引当金	1,476	3,051
その他	40,479	49,679
流動負債合計	108,735	132,863
固定負債		
社債	25,679	25,679
長期借入金	6,738	6,988
退職給付引当金	9,480	9,269
役員退職慰労引当金	2,034	2,094
その他	11,037	11,119
固定負債合計	54,970	55,151
負債合計	163,705	188,014
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,953	29,953
資本剰余金	171,091	171,092
利益剰余金	136,591	150,888
自己株式	△73,683	△73,680
株主資本合計	263,952	278,253
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,955	597
繰延ヘッジ損益	△2	△2
土地再評価差額金	△6,980	△6,980
為替換算調整勘定	△10,681	△12,347
評価・換算差額等合計	△14,709	△18,733
新株予約権	1,202	1,070
少数株主持分	20,699	21,038
純資産合計	271,144	281,627
負債純資産合計	434,849	469,642

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
売上高	74,601
売上原価	58,493
売上総利益	16,108
販売費及び一般管理費	※1 26,398
営業損失（△）	△10,290
営業外収益	
受取利息	170
受取配当金	159
為替差益	523
その他	735
営業外収益合計	1,589
営業外費用	
支払利息	243
持分法による投資損失	34
デリバティブ評価損	660
その他	237
営業外費用合計	1,175
経常損失（△）	△9,876
特別利益	
固定資産売却益	54
貸倒引当金戻入額	77
その他	24
特別利益合計	156
特別損失	
固定資産売却損	35
減損損失	368
投資有価証券評価損	135
その他	173
特別損失合計	713
税金等調整前四半期純損失（△）	△10,432
法人税、住民税及び事業税	※2 753
法人税等還付税額	△722
法人税等合計	31
少数株主利益	69
四半期純損失（△）	△10,533

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失（△）	△10,432
減価償却費	5,401
減損損失	368
アミューズメント施設機器振替額	△1,582
遊技機レンタル資産振替額	△16
固定資産売却損益（△は益）	△19
固定資産除却損	118
投資有価証券評価損益（△は益）	135
投資事業組合運用損益（△は益）	△51
のれん償却額	570
貸倒引当金の増減額（△は減少）	19
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△108
退職給付引当金の増減額（△は減少）	211
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△59
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,506
受取利息及び受取配当金	△330
支払利息	243
為替差損益（△は益）	△336
持分法による投資損益（△は益）	34
売上債権の増減額（△は増加）	32,733
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,005
仕入債務の増減額（△は減少）	△16,527
預り保証金の増減額（△は減少）	△250
その他	△5,646
小計	3,973
利息及び配当金の受取額	492
利息の支払額	△255
法人税等の支払額	△2,527
法人税等の還付額	722
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,405

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△126
定期預金の払戻による収入	171
有価証券の償還による収入	500
有形固定資産の取得による支出	△3,976
有形固定資産の売却による収入	90
無形固定資産の取得による支出	△779
無形固定資産の売却による収入	2
投資有価証券の取得による支出	△1
投資有価証券の償還による収入	1,484
投資事業組合からの分配による収入	38
関係会社株式の取得による支出	△212
貸付けによる支出	△17
貸付金の回収による収入	22
敷金の差入による支出	△228
敷金の回収による収入	1,052
その他	340
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,639
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	5,405
長期借入金の返済による支出	△346
社債の償還による支出	△10
少数株主からの払込みによる収入	11
配当金の支払額	△3,665
少数株主への配当金の支払額	△246
その他	△107
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,041
現金及び現金同等物に係る換算差額	887
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,695
現金及び現金同等物の期首残高	99,975
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△0
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 102,669

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1 連結の範囲の変更	
連結子会社の数	76社
	（株）AGスクエアは新規設立出資により当第1四半期連結会計期間より連結子会社としております。 また、（株）レシピは連結子会社との合併により、（株）キュールは重要性が低下したことにより、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。
2 会計方針の変更	
(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用	「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準について主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。
(2) リース取引に関する会計基準等の適用	「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、リース資産の減価償却方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、リース資産が有形固定資産に232百万円計上されております。 これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算出したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算出しております。
2 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
一部の機械及び装置について、法人税法の改正による法定耐用年数の見直しに伴い、当四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
※1 有形固定資産の減価償却累計額 114,785百万円			※1 有形固定資産の減価償却累計額 112,645百万円		
2 保証債務			2 保証債務		
被保証者	金額	内容	被保証者	金額	内容
株ディンプス	236百万円	銀行借入 保証	株ディンプス	400百万円	銀行借入 保証
オリックス・プレ ミアム(有)	169百万円	リース債務	オリックス・プレ ミアム(有)	181百万円	リース債務
有限責任中間 法人電子認証 システム協議会	20百万円	リース債務	有限責任中間 法人電子認証 システム協議会	33百万円	リース債務
Sega Shanghai & Co., Ltd.	46百万円	銀行借入 連帶保証	フィールズ㈱	10百万円	組合加盟 連帶保証
			Sega Shanghai & Co., Ltd.	42百万円	銀行借入 連帶保証

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	
広告宣伝費	4,081 百万円
販売手数料	565
給与手当	4,587
賞与引当金繰入額	549
役員賞与引当金繰入額	13
退職給付費用	401
役員退職慰労引当金繰入額	43
研究開発費	5,122
貸倒引当金繰入額	69
※2 当四半期連結累計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	103,699百万円
有価証券	3,497
計	107,197
預入期間が3ヶ月を超える定期	△2,228
預金	
取得日から償還日までの期間が 3ヶ月を超える有価証券	△2,298
現金及び現金同等物	102,669

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	283,229,476

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	31,295,359

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	—	—	1,131
連結子会社	—	—	71
合計		—	1,202

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,779	15	平成20年3月31日	平成20年6月3日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が通貨関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	内一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引 買建 米ドル	2,657	—	2,649	△8
	買建 英ポンド	3,169	—	3,147	△21
	売建 米ドル	474	—	471	△3
	売建 英ポンド	9,441	—	9,184	△256
	合計	15,742	—	15,452	△289

(注) 1 為替予約取引の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計を適用しているものについては、開示対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 131百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及び変動状況

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	遊技機事業 (百万円)	アミューズメント 機器事業 (百万円)	アミューズメント 施設事業 (百万円)	コンシューマ 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	12,083	13,759	17,422	30,500	836	74,601	—	74,601
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	205	761	1	34	264	1,267	(1,267)	—
計	12,288	14,520	17,424	30,534	1,100	75,869	(1,267)	74,601
営業利益 (又は営業損失△)	△4,350	703	△1,577	△4,115	79	△9,261	(1,028)	△10,290

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分をベースに、製品の種類・販売市場の類似性等に基づき、5つのセグメントに区分しております。

2 各事業区分の主要製品及び事業内容

事業区分	主要製品及び事業内容
遊技機事業	パチスロ遊技機及びパチンコ遊技機の開発・製造・販売、周辺機器の開発・製造・販売・メンテナンス、遊技場の店舗設計等
アミューズメント機器事業	アミューズメント施設用ゲーム機の開発・製造・販売
アミューズメント施設事業	アミューズメント施設の開発・運営・レンタル・保守業務
コンシューマ事業	ゲームソフトウェアの開発・販売、玩具等の開発・製造・販売、携帯電話等を通じたエンタテインメントコンテンツの企画販売、アニメーション映画の企画・制作・販売
その他事業	情報提供サービス業、その他

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	54,378	10,003	8,755	1,463	74,601	—	74,601
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,867	1,209	100	258	7,436	(7,436)	—
計	60,245	11,212	8,856	1,722	82,038	(7,436)	74,601
営業利益 (又は営業損失△)	△10,889	△32	348	505	△10,067	(222)	△10,290

(注) 1 国又は地域は地理的近接度により区分しております。

2 各区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米・・・・・・米国
- (2) ヨーロッパ・・・・英国、フランス、ドイツ他
- (3) その他・・・・オーストラリア、中国、台湾他

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	ヨーロッパ	その他	計
I 海外売上高(百万円)	10,892	8,879	2,719	22,490
II 連結売上高(百万円)				74,601
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	14.6	11.9	3.6	30.1

- (注) 1 国又は地域は地理的近接度により区分しております。
2 各区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米・・・・・・米国
 (2) ヨーロッパ・・・・英国、イタリア、フランス、ドイツ他
 (3) その他・・・・・・中国、台湾他
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域に対する売上高であります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
989.32円	1,030.09円

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	271,144	281,627
純資産の部から控除する金額(百万円)	21,901	22,108
(うち新株予約権(百万円))	1,202	1,070
(うち少数株主持分(百万円))	20,699	21,038
普通株式に係る純資産額(百万円)	249,242	259,519
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	251,934	251,937

2 1 株当たり四半期純損失金額

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1 株当たり四半期純損失	41.81円

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であり、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	10,533
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	10,533
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	251,936
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当社子会社サミー株式会社は、平成20年7月29日開催の取締役会において、第3回無担保社債(私募債)の発行を決議いたしました。

社債の名称	サミー株式会社第3回無担保社債 (株式会社三井住友銀行保証付及び適格機関投資家限定)
発行価額	額面100円につき100円
発行総額	150億円
利率	変動金利(全国銀行協会6ヶ月TIBOR)
償還方法	1年据置後、半年毎定時償還 ただし、償還前買入消却可能
償還期間	5年
発行日	平成20年8月27日(予定)
資金使途	運転資金
重要な特約	なし

2 【その他】

サミー株式会社が製造販売したパチスロ遊技機「北斗の拳」に対して、アルゼ株式会社から特許第3069092号及び特許第3708056号の2件の特許権を侵害しているとして、平成17年12月27日付で210億円の損害賠償請求等を求める訴訟の提起を受けました。その後、平成19年5月22日付で東京地方裁判所は同社の請求を棄却する判決を下しました。同社はこの判決を不服として、平成19年6月4日付で知的財産高等裁判所に控訴し、現在審理中であります。

なお、サミー株式会社は本件訴訟の対象権利に対して、無効審判請求を提起しております。

特許第3069092号について、特許庁は平成19年10月2日付で特許を一部無効とする判断を下し、知的財産高等裁判所において審決取消について審理中でしたが、同社が訂正審判申立をしたため、平成20年3月21日付で審判官（特許庁）へ差し戻されております。

特許第3708056号について、特許庁は平成18年10月17日付で特許を無効とする判断を下し、知的財産高等裁判所において審決取消について審理中でしたが、平成19年11月14日付にて同社の審決取消の訴えを棄却しました。さらに同社は平成19年11月27日付で最高裁判所に上告及び上告受理の申立を行い審理中でしたが、平成20年5月8日付にて同社の上告を棄却し、上告を受理しない旨の決定がなされたため、無効が確定いたしました。

サミー株式会社は、本件訴訟の対象となる同社の特許等については、権利の侵害にはあたらないものと確信しておりますが、訴訟の推移如何によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 中 泉 敏
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮 戸 通 孝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中 村 宏 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセガサミーホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セガサミーホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【会社名】 セガサミーホールディングス株式会社

【英訳名】 SEGA SAMMY HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 里見治

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長 里見治は、当社の第5期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

